

法令等で学校に義務付けられている業務等(一覧)

※本資料は、法令等で学校に義務付けられている業務を便宜的に整理して一覧にしたものである。

ここでいう「法令等」には、文部科学省所管以外の法令も含まれる。

また、国が出している通知等(実質的に義務付ける内容を含むもの)も含まれる。

ここでいう「学校」は、公立の小学校及び中学校を念頭に置いている。また、学校の設置者は含まれない。

ここでいう「義務付けられている」には、努力義務であるものも含む。

なお、義務付けがなされていない業務についても教員の勤務実態を勘案して記載しているものもある。

※ア. 及びイ. の列は、教員勤務実態調査(平成28年度)に基づいて作成しており、

イ. 列の数値(勤務実態調査の結果)は、ウ. ～オ. に記載の業務(法令等で学校に義務付けられている業務)にかかる時間の合計ではないことに留意すること。

※カ. の列は、教職員の業務実態調査(平成26年度)において、学校現場における業務ごとの従事率及び負担感率の状況を調査したものであり、その業務内容は、ウ. の事項を含むが完全に一致していない場合もあることに留意すること。

従事率: 従事状況に係る設問に関して、「主担当として従事している」「一部従事している」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

負担感率: 負担感に係る設問に関して、「負担である」「どちらかと言えば負担である」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

法令等で学校に義務付けられている業務等(一覧)【児童生徒の指導に関わる業務】

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)										
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)					
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭							
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校						
a. 朝の業務	0:35	0:37	0:12	0:17														
b1. 授業(主担当)	4:06	3:05	0:29	0:20	授業(教科等)	学校教育法、学習指導要領等に基づいて指導等を行う。	学校教育法、学習指導要領 (※標準授業時数については、学校教育法施行規則第51条等に基づき、別表において定められている。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
b2. 授業(補助)	0:19	0:21	0:11	0:05														
c. 授業準備	1:17	1:26	0:06	0:09	指導計画の作成	指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画を作成。	学習指導要領(総則)	9	96.3	83.6	38.1	42.2	55.3	52.5	16.1	22.2		
					特別支援教育に係る「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成	障害のある児童生徒に関して、指導についての計画を個別に作成。(努力義務) 障害のある児童生徒に関して、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成。(努力義務) 特別支援学校は、作成が義務付けられており、次期学習指導要領では、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒は全員作成。	学習指導要領(総則)											
d. 学習指導	0:15	0:09	0:05	0:02														
e. 成績処理	0:33	0:38	0:02	0:03	学習評価、指導要録の作成・送付	観点別(「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)に評価を実施するとともに、指導要録を作成。(学校において備えなければならない表簿として規定されている。) 児童等が進学／転学した場合においては、校長は、当該児童等の指導要録の抄本又は写しを、進学先／転学先の校長に送付。	学校教育法施行規則第24条、第28条第1項第4号 学習指導要領 平成22年5月11日付け初等中等教育局長通知(指導要録の様式例等)	8	93.5	90.6	44.5	48.7	65.2	63.2	28.6	31.3		

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)									
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)				
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭		教諭		副校長・教頭		
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
e. 成績処理	0:33	0:38	0:02	0:03	課程修了、卒業の認定等 (卒業証書授与含む。)	児童生徒の平素の成績を評価し、各学年の課程の修了、卒業の認定を行う。 小中学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、全課程を修了した者の氏名を教育委員会に通知。	学校教育法施行規則第57条、第58条 学校教育法施行令第22条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					高校入試関係書類の作成、送付	校長(中学校)は、調査書・出願書類等を作成し、生徒が進学しようとする学校の校長に送付。	学校教育法施行規則第78条	33	19.1	57.1	32.3	71.9	50	45.3	12	19.5	
f. 生徒指導 (集団)	1:00	1:02	0:16	0:14	給食指導(食物アレルギー児童生徒への対応を含む)	児童生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、給食指導を実施。 ※「特別活動」の一環として実施。	学校給食法第4条 学習指導要領(特別活動)	40	66.1	42.5	75.5	58.7	34.4	32.2	30.5	30.9	
					清掃指導	※義務付けがなされているものではない。(学習指導要領(小学校・特別活動)において、「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解」と規定されており、「特別活動」の一環として実施する場合もある。)		19	98.9	98.8	79.7	84.9	21.7	22.9	15.8	14.9	
					健康・保健指導	学校において策定する「学校保健計画」に基づき実施する保健指導。 (学校においては策定及びその実施が義務付けられている。)	学校保健安全法第5条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					児童生徒等の健康診断	毎学年定期に児童生徒等の健康診断を実施。 (学校に義務付けられている。)	学校保健安全法第13条	37	50.0	28.7	26.5	19.0	40.1	37.4	14.3	14.5	
					安全指導	学校において策定する「学校安全計画」に基づき実施する安全指導。 (学校においては策定及びその実施が義務付けられている。)	学校保健安全法第27条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					事故等により心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等への支援	事故等の発生後の危機管理として、地域の医療機関等と連携し、児童生徒・教職員・保護者の心身の健康回復のための支援を実施。 (学校においては、必要な支援を行うことが義務付けられている。)	学校保健安全法第29条第3項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)								
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)			
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭		教諭		副校長・教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
g. 生徒指導 (個別)	0:05	0:18	0:09	0:04	生徒指導	教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるような生徒指導を実施。	平成18年6月5日付け「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について(通知)」 平成28年7月29日付け「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」	27	48.4	72.3	86.5	87.5	37.3	37.4	19.5	18.5
					いじめの防止及び対応等	学校いじめ防止基本方針を策定し、また、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処等を実施。	いじめ防止対策推進法第8条、第13条、第15条、第16条、第18条、第19条、第22条、第23条、第25条、第28条、第30条、 いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))、 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文科科学省)	28	91.2	93.3	97.6	95.5	55.8	55.3	39.2	40.1
					不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒について、保護者や関係機関との連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を図りながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施。	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日文科科学大臣決定)、平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知等	30	91.2	83.8	95.5	87.9	35.2	36.0	26.8	25.0
					児童生徒の自殺予防	長期休業明けの自殺予防として、悩みを抱える児童生徒の早期発見に係る取組や見守り、家庭における見守りの依頼等を実施。	平成29年6月7日付け「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」	30	91.2	83.8	95.5	87.9	35.2	36.0	26.8	25.0
						学校現場において、①各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、②困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発、③児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を実施。	自殺対策基本法第17条第3項	30	91.2	83.8	95.5	87.9	35.2	36.0	26.8	25.0
進路指導	学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を実施。	平成5年2月22日付け「高等学校の入学選抜について(通知)」 平成9年11月28日付け「高等学校の入学選抜の改善について(通知)」	32	18.2	55.8	33.0	47.5	36.6	36.5	17.5	18.0					

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)								
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)			
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭					
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校				
h. 部活動・クラブ活動	0:07	0:41	0:00	0:04	部活動における指導	※義務付けがなされているものではない。(学習指導要領(中学校・総則)において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動として規定。)	25	28.3	91.3	12.1	32	43.9	48.5	24.1	30.1	
i. 児童会・生徒会指導	0:03	0:06	0:00	0:01	児童会活動、生徒会活動	学校の全児童生徒をもって組織する児童会活動、生徒会活動における指導を実施。 ※「特別活動」の一環として実施。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
j. 学校行事	0:26	0:27	0:21	0:14	学校行事	儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事／旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事における指導を実施。 ※「特別活動」の一環として実施。	6	94.5	92.7	97.1	93.9	32.5	31.9	18.8	19.8	
k. 学年・学級経営	0:24	0:38	0:01	0:00	学級活動	学級活動における指導を実施。 ※「特別活動」の一環として実施。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

法令等で学校に義務付けられている業務等(一覧)【学校の運営に関わる業務】

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)								
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)			
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭					
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校				
1. 学校経営	0:22	0:21	2:50	2:52	校務分掌の作成	学校において全職員の校務を分担する組織を有機的に編制。(学校においては校務分掌の仕組みを整えるものとされている。)	学校教育法第43条	43	41.6	38.9	98.8	96.5	41.5	40.3	15.9	13.9
					人事評価の実施	管理職が、所属職員の人事評価を実施し、記録する。	地方公務員法第23条の2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					学校環境衛生検査	学校環境衛生基準に基づき、毎学年定期的に環境衛生検査を実施。(学校に実施が義務付けられている。)	学校保健安全法第5条	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					学校環境の安全の確保、安全点検	学校環境の安全の確保のため、学校において策定する「学校安全計画」に基づき、施設設備の改善や定期的・日常的な安全点検等を実施。(校長は、安全確保を図る上で支障があると認められた時は、改善を図るために必要な措置を講じることとされている。)	学校保健安全法第27条、第28条 同法施行規則第28条、第29条	35	33.2	30.6	98.0	97.0	38.5	40.5	38.4	39.2
					学校給食における衛生管理	学校給食の施設・設備の整備・管理、調理過程等における衛生管理、衛生管理体制の整備、日常及び臨時的衛生検査等を実施。(学校給食を実施する学校設置者に義務付けられており、主には、栄養教諭・学校栄養職員等が行っている。)	学校給食法第9条 学校給食衛生管理基準 HACCPの概念に基づき示された大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)	39	13.7	8.3	65.2	57.7	27.7	27.4	18.5	18.8
					中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における運営の仕組み	中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小中一貫教育を施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。	学校教育法施行規則第79条の9第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
m1. 職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	0:19	0:25	教育相談に関するケース会議	学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、解決すべき問題又は課題のある事案について、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施。	平成29年2月3日付け初等中等教育局長通知	46	90.3	85.4	98.4	98.0	36.1	33.2	16.7	16.3
					特別支援教育に関する校内委員会	全校的な支援体制を確立し、障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を実施。	平成19年4月1日付け初等中等教育局長通知	43	41.6	38.9	98.8	96.5	41.5	40.3	15.9	13.9

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)											
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)						
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭		教諭		副校長・教頭				
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校			
m2. 個別の打ち合わせ	0:04	0:06	0:20	0:28															
n1. 事務(調査への回答)	0:01	0:01	0:37	0:38	学校基本調査への回答	学校に関する基本的事項を明らかにするため、毎年度悉皆で実施される、統計法上の基幹統計であり、学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。	学校基本調査規則第6条	57	63.6	52.9	99.2	99.5	87.6	86.4	83.7	84.7			
					学校保健統計調査への回答	児童・生徒等の発育状態及び健康状態を明らかにするため、毎年度抽出で実施される、統計法上の基幹統計であり、学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。	学校保健統計調査規則第6条	57	63.6	52.9	99.2	99.5	87.6	86.4	83.7	84.7			
					学校教員統計調査への回答	学校の教員構成、教員の属性、職務態様及び異動状況等を明らかにするため、3年に1度、悉皆で実施される、統計法上の基幹統計であり、学校の長は、調査票により報告することが義務付けられている。	学校教員統計調査規則第6条	57	63.6	52.9	99.2	99.5	87.6	86.4	83.7	84.7			
n2. 事務(学納金関連)	0:01	0:01	0:05	0:07															
n3. 事務(その他)	0:15	0:17	3:17	3:16	学校評価	各学校が自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を実施。(学校には、自己評価の実施、評価結果の公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられている。また、学校関係者評価の実施、評価結果の公表は努力義務となっている。さらに、学校関係者評価を実施した場合、当該評価結果の設置者への報告が義務付けられている。)	学校教育法第42条、第43条 学校教育法施行規則第66条、第67条、第68条	44	25.3	21.7	93.1	95	53.3	51.9	39.3	39.3			
					学校の運営に関する基本的な方針の作成、学校運営協議会の承認	学校の運営に関して基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得る。(学校運営協議会が設置された学校の校長に義務付けられている。)	地教行法第47条の6第4項	49	16.4	14.5	96.7	97.5	48.5	45.6	37.6	40.8			
					始業・終業時刻の確認及び把握	職員の勤務日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する。	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日厚労省作成)	61	16.7	13.9	89.8	94	45.6	44.4	38.5	42.4			
					賃金台帳の調製	使用者(※市町村教育委員会や学校長)は、労働日数、労働時間数、休日労働時間数等を記入した賃金台帳を調製することが義務付けられている。	労働基準法第108条	61	16.7	13.9	89.8	94	45.6	44.4	38.5	42.4			

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)								
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)			
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭					
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校				
n3. 事務(その他)	0:15	0:17	3:17	3:16	学校保健計画の策定等	健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項を定める「学校保健計画」の策定等。(学校においては策定及びその実施が義務付けられている。)	学校保健安全法第5条	36	13.6	10.4	38.7	34.5	34.1	31.5	14.6	14.8
					避難訓練、消防計画の策定	防火管理に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施。(学校においては防火管理者に消防計画の作成、訓練の実施が義務付けられている。)	消防法 (※安全指導の一環としても実施)	35	33.2	30.6	98.0	97.0	38.5	40.5	38.4	39.2
					学校安全計画の策定等	安全点検・安全指導・教職員研修等に関する事項を定める「学校安全計画」の策定等。(学校においては策定及びその実施が義務付けられている。)	学校保健安全法第27条	35	33.2	30.6	98.0	97.0	38.5	40.5	38.4	39.2
					危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成等	事故等の発生時において教職員が取るべき措置等を定める「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」の作成等。(学校においては作成及び訓練の実施等が義務付けられている。)	学校保健安全法第29条	35	33.2	30.6	98.0	97.0	38.5	40.5	38.4	39.2
					食に関する指導の全体的な計画の作成	学校給食を活用した食に関する指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連しつつ学校における「食に関する指導の全体計画」を作成。(校長に義務付けられている。)	学校給食法第10条	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					不登校児童生徒の支援計画の作成及び関係者との情報共有	個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由等を把握して支援策を策定し、必要に応じ、関係機関や関係者間と情報共有や学校間の引継ぎを行う。(学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となる。)	教育機会確保法基本指針(平成29年3月31日文科科学大臣決定)、平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知	27	48.4	72.3	86.5	87.5	37.3	37.4	19.5	18.5
								30	91.2	83.8	95.5	87.9	35.2	36.0	26.8	25.0
子供の自殺が起きたときの背景調査の実施	子供の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、その背景について調査を実施。	平成26年7月1日付け「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について(通知)」	27	48.4	72.3	86.5	87.5	37.3	37.4	19.5	18.5					
o. 校内研修	0:13	0:06	0:20	0:16	教員の研修	教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。(努力義務)	教育基本法第9条 教育公務員特例法第21条	—	—	—	—	—	—	—	—	

法令等で学校に義務付けられている業務等(一覧)【外部対応、校外、その他】

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査(H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査(H26年度)									
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)				
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭		教諭		副校長・教頭		
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
p. 保護者・PTA対応	0:07	0:10	0:35	0:28	障害のある児童生徒等への合理的配慮の提供	本人・保護者からの社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合は、合理的な配慮をするように努めなければならない。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
q. 地域対応	0:01	0:01	0:10	0:08	地域における特別支援教育のセンター的機能	特別支援学校においては、小学校、中学校等の要請に応じて、特別の支援を必要とする児童生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。	学校教育法第74条 平成19年4月1日付け初等中等教育局通知	51	23.9	18.5	96.7	92.5	43.4	42.2	30.0	34.0	
r. 行政・関係団体対応	0:02	0:01	0:19	0:20	自立相談支援員等との連携	生活困窮家庭の児童生徒等に関する情報を自立相談支援員等と共有し、また、自立相談支援機関との協力体制の構築に努める。	平成27年3月27日付け「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(通知)」	27	48.4	72.3	86.5	87.5	37.3	37.4	19.5	18.5	
					地域の関係機関等との連携(安全関係)	児童生徒の安全確保に関し、保護者、警察署等の関係機関、関係団体、地域住民等との連携を図るよう努めること。(学校が、連携を図ることについて、努力義務が規定されている。)	学校保健安全法第30条 学校保健安全法第10条	—	—	—	—	—	—	—	—		
					児童虐待の早期発見及び対処等	児童虐待の早期発見に努め、虐待を発見した者は、福祉事務所又は児童相談所に通告を実施。また、学校において、児童虐待防止にかかる研修を実施。さらに、関係機関との連携強化のための情報共有や家庭教育支援の取組を実施。	児童虐待防止法第5条、第6条、13条の4、児童福祉法25条の2、平成28年10月17日付け「平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(通知)」	30	91.2	83.8	95.5	87.9	35.2	36.0	26.8	25.0	
					自殺対策の推進	自殺対策の推進のため、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体等の関係者は、相互に連携・協力。	自殺対策基本法第8条	27	48.4	72.3	86.5	87.5	37.3	37.4	19.5	18.5	
					問題行動への対応	少年非行や暴力行為等の問題行動について、警察等の関係機関と連携し対応。	平成19年2月5日付け初等中等教育局長通知、平成14年5月27日付け初等中等教育局長通知等	28	91.2	93.3	97.6	95.5	55.8	55.3	39.2	40.1	
					関係者相互の連携及び協働(スポーツ基本法関係)	学校は、スポーツ基本法の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。	スポーツ基本法第7条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

ア. 業務分類	イ. 教員勤務実態調査 (H28年度)				ウ. 事項名	エ. 概要	オ. 主な根拠	カ. 教職員の業務実態調査 (H26年度)									
	学内勤務時間(平日)(時間:分)							区分	従事率(%)				負担感率(%)				
	教諭		副校長・教頭						教諭		副校長・教頭						
	小学校	中学校	小学校	中学校					小学校	中学校	小学校	中学校					
r. 行政・関係 団体対応	0:02	0:01	0:19	0:20	入学期日等の通知、学校の指定	特別支援学校に在学する児童生徒等が①視覚障害者等でなくなった場合、②小・中学校に就学することが適当であると思料する変化があった場合校長が都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。(特別支援学校の義務) 小中学校等に在学する児童生徒が①視覚障害者等でなくなった場合、校長は市町村教育委員会にその旨を通知しなければならない。	学校教育法施行令第6条の2、3、4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					区域外就学等	区域外の学校に在学する児童生徒等が修了前に退学したときは、校長はその旨を教育委員会に通知しなければならない。 (※特別支援学校においても同様)	学校教育法施行令第10条、第18条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					特別支援学校への就学についての通知	小中学校等に在学する児童生徒等が①視覚障害者等になった場合②障害の状態等により小中学校に就学させることが適当でなくなった場合、校長はその旨を教育委員会に通知しなければならない。	学校教育法施行令第12条、12条の2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					在学する学齢児童生徒の出席状況の把握、教育委員会への通知等	校長は、常に、その学校に在学する学齢児童生徒の出席状況を明らかにし、その状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、校長は速やかにその旨を教育委員会に通知。	学校教育法施行令第19条、第20条	58	82.4	67.4	71.2	75.6	51.2	48.6	23.7	26.8	
s. 校務としての 研修	0:13	0:12	0:21	0:23	教員の研修	教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。(努力義務)	教育基本法第9条 教育公務員特例法第21条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
								—	—	—	—	—	—	—	—		
t. 会議・打合せ(校外)	0:05	0:07	0:20	0:26													
u. その他の 校務	0:09	0:09	0:35	0:37	外国人児童生徒の受け入れ	外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合、受け入れなければならない。	平成24年7月5日付け「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について(通知)」 (※一義的には、設置者(市町村教育委員会)の義務)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

業務分類（教員勤務実態調査（平成28年度））

（参考1）

児童生徒の指導にかかわる業務	a	朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など (朝学習・朝読書のうち教育課程の一環として行うものは、b 授業に含める)	
	b1	授業（主担当）	主担当として行う授業、試験監督など	
	b2	授業（補助）	チーム・ティーチングの補助的役割を担う授業	
	c	授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備など	
	d	学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導（補習指導、個別指導など）、質問への対応、水泳指導、宿題への対応など	
	e	成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認、コメント記入、通知表記入、調査書作成、指導要録作成など	
	f	生徒指導（集団）	正規の授業時間以外に行われる次のような指導：給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・安全指導、遊び指導（児童生徒とのふれ合いの時間）、健康・保健指導（健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む）、生活指導、全校集会、避難訓練など	
	g	生徒指導（個別）	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など	
	h	部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率（引率の移動時間を含む）など	
	i	児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など	
	j	学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など	
	k	学年・学級経営	学級活動（学活・ホームルーム）、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など	
	業務記録	学校の運営にかかわる業務	l	学校経営
m1			職員会議・学年会などの会議	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会など校内の会議
m2			個別の打ち合わせ	生徒指導等に関する校内の個別の打合せ・情報交換など
n1			事務（調査への回答）	国、教育委員会等からの調査・統計への回答など (※今回の調査の回答時間はn3に含めている)
n2			事務（学納金関連）	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務
n3			事務（その他）	業務日誌作成、資料・文書（校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる書類、予算・費用処理にかかわる書類など）の作成など上記n1、n2以外の事務 (※n3には、今回の調査の回答時間（小学校64.7分、中学校66.4分）が含まれる。)
o			校内研修	校内研修、校内の勉強会・研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	p	保護者・PTA対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応など	
	q	地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動（巡回・見回りなど）、地域への協力活動、地域行事への協力など	
	r	行政・関係団体対応	教育委員会関係者など行政・関係団体、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者（業者、校医など）の対応など	
校外	s	校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張を伴う研修など (免許更新講習は含めない)	
	t	会議・打合せ（校外）	校外での会議・打合せ、出張を伴う会議など	
その他	u	その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など	
	v	休憩	校務と関係のない雑談、休憩など	

【教職員の業務実態調査（平成26年度）】 学校現場における業務の従事率及び負担感率の状況（小学校及び中学校の「副校長・教頭」、「教諭」の比較一覧）

○調査趣旨：学校における各種業務に係る教職員の従事状況や負担感の状況等を把握

○調査時点：平成26年11月

○調査対象：全国の公立小・中学校から、地域・学校規模を考慮し451校を抽出

（有効回答者数：9,848人

（うち、副校長・教頭：247（小）、200（中）、教諭：3,364（小）、3,393（中））

各欄 左側：従事率、右側：負担感率

業 務	(小)副校長・教頭		(中)副校長・教頭		(小)教諭		(中)教諭	
	従事率	負担感率	従事率	負担感率	従事率	負担感率	従事率	負担感率
1 学校教育目標の策定、教育課程の編成	97.6%	11.0%	97.0%	11.8%	44.0%	39.5%	33.2%	36.5%
2 時間割の作成、教室等使用割当ての作成、授業時数の管理	60.7%	16.6%	59.2%	18.5%	59.6%	36.3%	27.2%	38.2%
3 教科書の給与（給与名簿・需要数報告・転入時の教科書配布）	32.7%	18.8%	30.2%	20.1%	27.4%	33.0%	13.5%	33.7%
4 副教材の採択（選定作業、採択委員会）	48.1%	11.7%	46.5%	12.8%	55.7%	22.6%	65.7%	17.5%
5 学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画	93.4%	13.2%	94.5%	13.6%	66.8%	33.3%	58.2%	33.0%
6 学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け	97.1%	18.8%	93.9%	19.8%	94.5%	32.5%	92.7%	31.9%
7 テスト問題の作成、採点	25.7%	20.3%	33.0%	26.2%	86.6%	40.4%	93.9%	45.1%
8 成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成	44.5%	28.6%	48.7%	31.3%	93.5%	65.2%	90.6%	63.2%
9 週案・指導案の作成	38.1%	16.1%	42.2%	22.2%	96.3%	55.3%	83.6%	52.5%
10 教材研究、教材作成、授業（実験・学習）の準備	55.8%	13.0%	43.4%	15.9%	99.3%	21.0%	98.5%	21.0%
11 研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成	83.5%	48.0%	85.9%	49.0%	83.4%	72.9%	68.2%	71.5%
12 新たな教員免許状を取得するための免許法認定講習の受講	27.5%	37.5%	31.8%	36.8%	16.7%	66.0%	12.9%	65.1%
13 免許更新のための免許法更新講習の受講	34.6%	51.8%	38.2%	50.0%	36.6%	85.5%	28.0%	84.4%
14 職場体験、校外学習等の事前打合せ	63.3%	15.4%	42.0%	16.6%	76.3%	36.0%	75.9%	40.6%
15 学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	40.2%	16.8%	52.3%	18.6%	93.9%	34.3%	83.9%	32.5%
16 宿題・提出物の点検	25.1%	18.2%	29.6%	22.7%	94.5%	39.8%	96.6%	41.9%
17 朝学習、朝読書の指導、放課後学習の指導	34.3%	7.7%	23.0%	10.0%	90.6%	21.7%	88.3%	24.3%
18 出欠連絡や保護者からの電話連絡への対応、保護者への連絡（緊急時、周知）	98.4%	38.6%	97.0%	36.9%	95.4%	43.3%	95.0%	41.3%
19 清掃指導、教室等の環境整備	79.7%	15.8%	84.9%	14.9%	98.9%	21.7%	98.8%	22.9%
20 登校・下校指導、通学路の点検	92.2%	21.8%	85.6%	22.8%	93.8%	39.7%	85.2%	36.8%
21 危機管理（不審者、学校侵入への対応）	99.2%	31.4%	99.0%	30.0%	85.8%	29.1%	68.5%	27.4%
22 日々の成績処理（テスト等のデータ入力・統計・評定）	35.1%	18.4%	38.5%	21.8%	93.9%	45.1%	94.4%	44.9%
23 学期末の成績・統計・評定処理	40.6%	22.9%	44.5%	24.3%	94.8%	53.0%	94.5%	50.8%
24 部活動の活動計画の作成	8.0%	5.9%	22.0%	20.0%	21.4%	36.4%	78.0%	39.0%
25 部活動の技術的な指導、各種大会（運動部・文化部）への引率等	12.1%	24.1%	32.0%	30.1%	28.3%	43.9%	91.3%	48.5%
26 関係機関への申請・登録、大会申込み	44.9%	31.9%	41.7%	34.1%	24.2%	51.9%	74.0%	50.7%
27 生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携	86.5%	19.5%	87.5%	18.5%	48.4%	37.3%	72.3%	37.4%
28 児童・生徒の問題行動への対応（時間外での家庭訪問、指導を含む）	97.6%	39.2%	95.5%	40.1%	91.2%	55.8%	93.3%	55.3%
29 児童・生徒の指導に関する照会・回答	91.0%	38.3%	86.7%	38.8%	58.9%	50.7%	61.1%	51.3%
30 特別な支援が必要となる児童生徒への対応	95.5%	26.8%	87.9%	25.0%	91.2%	35.2%	83.8%	36.0%
31 児童・生徒、保護者との教育相談	90.5%	23.8%	76.4%	20.7%	88.4%	33.6%	86.4%	31.7%
32 進路指導に関する業務（進路先データの収集、連絡調整、進路説明会等への参加）	33.0%	17.5%	47.5%	18.0%	18.2%	36.6%	55.8%	36.5%
33 進学・入試に関する業務（調査書・受験書類の作成・点検、合否確認）	32.3%	12.0%	71.9%	19.5%	19.1%	50.0%	57.1%	45.3%
34 進路相談、保護者進路説明会の開催	28.7%	10.8%	49.5%	15.4%	14.8%	34.1%	52.8%	36.1%
35 学校安全計画、学校労働安全衛生計画、危機管理・防災マニュアル等の作成	98.0%	38.4%	97.0%	39.2%	33.2%	38.5%	30.6%	40.5%
36 学校保健計画の作成、健康診断計画の作成	38.7%	14.6%	34.5%	14.8%	13.6%	34.1%	10.4%	31.5%
37 健康診断に関する業務（検診の補助、健康診断票への記述）	26.5%	14.3%	19.0%	14.5%	50.0%	40.1%	28.7%	37.4%
38 給食センターや委託業者等との連絡調整（食材の発注、食数の報告、未納者報告など）	25.0%	22.4%	34.8%	30.6%	6.6%	37.2%	6.6%	36.9%
39 給食の衛生管理に関する業務（検食の実施、O-157等の給食事故への対応）	65.2%	18.5%	57.7%	18.8%	13.7%	27.7%	8.3%	27.4%
40 給食指導・安全管理（アレルギー児童生徒への対応）	75.5%	30.5%	58.7%	30.9%	66.1%	34.4%	42.5%	32.2%
41 給食費の集金、支払、未納者への対応	66.3%	64.2%	60.0%	64.3%	45.0%	66.0%	36.9%	69.1%

各欄 左側：従事率、右側：負担感率

業 務	(小)副校長・教頭		(中)副校長・教頭		(小)教諭		(中)教諭	
	従事率	負担感率	従事率	負担感率	従事率	負担感率	従事率	負担感率
42 学校経営方針の策定、運営施策の企画	94.7%	8.9%	93.0%	9.9%	21.8%	29.1%	19.0%	29.8%
43 校務分掌の作成、各種委員会の企画運営	98.8%	15.9%	96.5%	13.9%	41.6%	41.5%	38.9%	40.3%
44 学校評価の評価項目の設定、報告書の作成	93.1%	39.3%	95.0%	39.3%	25.3%	53.3%	21.7%	51.9%
45 児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	89.5%	47.2%	86.6%	48.1%	73.0%	69.3%	61.1%	67.2%
46 朝の打合せ、学年会議、職員会議、各種委員会等の会議の実施	98.4%	16.7%	98.0%	16.3%	90.3%	36.1%	85.4%	33.2%
47 会議のための事前準備(書類の作成・開催の連絡)、事後処理(議事録、まとめ)	94.3%	31.7%	95.5%	32.4%	86.3%	53.1%	77.2%	50.3%
48 PTA活動に関する業務(活動への参加、会計・事務処理)	98.4%	46.2%	99.0%	49.1%	66.2%	59.6%	58.1%	60.6%
49 学校運営協議会・学校評議員会・学校関係者評価に関する業務	96.7%	37.6%	97.5%	40.8%	16.4%	48.5%	14.5%	45.6%
50 地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)	97.2%	39.7%	93.5%	44.4%	58.2%	52.3%	49.1%	51.6%
51 地域の学校支援の取組への対応(企画・連絡調整・事後対応)	96.7%	30.0%	92.5%	34.0%	23.9%	43.4%	18.5%	42.2%
52 保護者・地域からの要望・苦情等への対応	99.2%	60.5%	99.5%	63.5%	75.3%	71.4%	70.0%	71.1%
53 学校からの情報発信(学校だより、学校要覧の作成・編集)	94.0%	29.6%	94.4%	31.1%	29.7%	44.8%	25.8%	42.3%
54 学校からの情報発信(学校ホームページの更新、掲載内容の企画)	69.1%	29.4%	67.5%	32.4%	32.0%	55.2%	16.6%	50.3%
55 文書の收受・発出、文書処理簿等の作成	83.1%	52.1%	86.9%	55.8%	26.4%	57.1%	20.2%	54.6%
56 文書の整理・保存・廃棄	89.0%	58.5%	88.5%	59.7%	44.4%	57.9%	32.5%	55.6%
57 国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	99.2%	83.7%	99.5%	84.7%	63.6%	87.6%	52.9%	86.4%
58 児童生徒の在籍管理(名簿の作成、出席簿の記入、月末統計)	71.2%	23.7%	75.6%	26.8%	82.4%	51.2%	67.4%	48.6%
59 月末の統計処理(出席簿)や教育委員会への報告文書(いじめ・不登校・月例報告等)の作成	75.6%	36.4%	80.0%	41.6%	62.6%	57.4%	56.6%	57.3%
60 校務支援システムの保守・管理	59.4%	39.4%	55.4%	40.0%	16.9%	46.1%	11.4%	44.2%
61 出勤簿等の関係帳簿の整理、勤務時間の割り振りなどの勤怠管理	89.8%	38.5%	94.0%	42.4%	16.7%	45.6%	13.9%	44.4%
62 生活保護・就学援助の申請、援助費の支出(特別支援教育就学奨励費を含む)	45.3%	32.7%	48.0%	38.8%	14.3%	50.1%	12.6%	48.9%
63 学校予算の予算編成・執行管理	87.8%	31.4%	83.9%	31.9%	13.4%	44.0%	10.2%	40.2%
64 学校予算の購入・支出関係書類の処理(支出命令等のデータ処理)	62.4%	36.2%	67.5%	33.0%	11.1%	43.3%	9.8%	42.7%
65 学校徴収金に関する業務(通知・集金・支払・会計処理)	61.9%	42.3%	59.2%	46.2%	37.3%	69.3%	21.8%	66.4%
66 学校徴収金に関する業務(未納者への対応)	71.9%	60.8%	71.4%	65.5%	33.2%	75.8%	28.5%	75.1%
67 備品・施設の点検・整備、修繕	95.5%	47.5%	98.5%	45.4%	78.8%	56.6%	66.1%	53.4%
68 学校・敷地内の環境整備(清掃・除草など)	93.4%	43.8%	91.9%	41.7%	77.6%	42.6%	66.9%	39.3%
69 備品の購入、施設の整備計画の策定	90.0%	28.4%	85.2%	28.5%	46.8%	39.5%	38.1%	36.9%
70 通勤・扶養・住居手当などの申請、旅行命令・旅費の申請	33.6%	25.9%	45.2%	33.1%	40.3%	47.1%	35.5%	45.5%
71 諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給	26.9%	23.9%	32.8%	30.9%	11.0%	37.0%	11.7%	36.9%

※ : 従事率、負担感率ともに 50%以上